

沖縄県男女共同参画審議会委員（公募委員）募集要項

【公募の趣旨】

県では、「沖縄県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する機関として、沖縄県男女共同参画審議会を設置しています。

沖縄県男女共同参画審議会では、これまでに、「沖縄県男女共同参画計画」の策定や、男女共同参画社会実現のための施策について審議を行ってきました。

今後の沖縄県の男女共同参画行政の充実を図るためにには、県民の皆様の御意見等を反映させる必要があります。

そこで、県では、県行政の意思形成過程に県民が直接に参加する機会を確保するため、沖縄県男女共同参画審議会の委員を広く県民から募集いたします。

本県の男女共同参画社会づくりに关心を持ち、積極的に御意見を述べていただける方の応募をお待ちしております。

【審議会の概要】

1 募集人数 3名

(本審議会は、公募により選ばれた委員と学識経験者などから選ばれた委員の合計15名以内で構成されます。)

2 審議事項 男女共同参画の推進に関する施策についての審議

3 任 期 委嘱の日から2年間

4 開催回数 年数回(1回の開催時間は2時間程度)

5 報酬等 審議会に御出席いただいた場合には、県で定める委員報酬及び旅費をお支払いします。

【応募要領】

1 応募資格

次の(1)～(5)の全ての要件に該当する方

(1)県内に在住する方

(2)年齢が20歳以上の方

(3)沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でない方

(4)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号(欠格条項)に掲げる者に該当しない方

(5)年数回開催される審議会に出席可能な方

2 応募方法

(1) 申込手続き

次の書類を県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課あてに持参、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で御提出ください。

ア 応募申込書

イ 小論文（テーマ：私が考える男女共同参画社会について）

（800字程度・様式自由）

※なお、提出された書類は返却いたしませんので、予め御了承ください。

(2) 受付期間：令和8年2月3日(火)～令和8年3月6日(金)必着

【持参の場合】受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、土・日・祝祭日は閉庁のため、受付いたしません。

【郵送の場合】令和8年3月6日消印有効です。

【FAX、E-mailの場合】

令和8年3月6日の午後5時15分までに到着するように送付願います。

また、御提出の際は、電話で御連絡ください。

3 選考方法

沖縄県男女共同参画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、応募申込書及び提出された作文により選考します。なお、書面審査での選考が困難な場合は、面接を実施します。

4 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表します。

問い合わせ・提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 人権・男女共同参画班

TEL 098-866-2500 / FAX 098-866-2589

e-mail aa001309@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県男女共同参画審議会委員応募申込書

ふりがな 氏 名				職 業
生年月日	大・昭・平 年 月 日 (歳)			性 別
				女 男 その他
住 所	(〒 —————) (TEL —————)			
連 絡 先		(〒 —————) (TEL —————) E-mail :		
活 動 經 驗	国・県・市町村 の審議会等の委員 等の経験	期 間	名称又は内容	
	男女共同参画に關 する活動の経験	期 間	名称又は内容	
応募の動機				

【記入上の注意】

1. 「生年月日」「性別」「職業」欄については、沖縄県男女共同参画審議会の委員構成として、幅広い年齢層、性別、分野から選任することに努めており、その参考として御記入いただくものです。
2. 「活動経験」欄は、選考の参考として御記入いただくのですが、差し支えない範囲で記入してください。
 ①「審議会等」には、協議会、懇話会等を含みます。
 ②「男女共同参画に關する活動の経験」には、団体、サークル等での活動経験あるいは著作、講演など、主なものを記入してください。

【応募申し込み】

応募申込書に、「私が考える男女共同参画社会について」（800字程度の小論文、様式自由）を添えて提出してください。なお、提出方法は、持参、郵送、FAX、E-mail のいずれかでお願いいたします。

【応募先】

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
 TEL:098-866-2500 / FAX:098-866-2589 / E-mail:aa001309@pref.okinawa.lg.jp

【参考】

応募資格(4)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号(欠格条項)に掲げる者に該当しない方

地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者